○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について

令和３年12月16日

道本安対第3244号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

警察官が、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見した際の対応については、これまで「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」（平31．３．１道本安対第3509号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、報告様式を一部見直し、令和４年１月１日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底し、適切な対応に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

１　法第23条に基づく通報

(1) 警察官の通報義務

法第23条において、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と定められている。本条に基づく通報は警察官の義務であることから、精神障害のため自傷他害のおそれがある者を発見した場合は、保護等の適切な措置をとるとともに、直ちに23条通報を行うこと。

(2) 通報対象者発見時の確実な通報

ア　23条通報は、警察官が職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のため自傷他害のおそれがある者（以下「通報対象者」という。）を発見した場合に「直ちに」行わなければならないものであり、通報対象者を発見したときは、執務時間の内外を問わず、直ちに最寄りの保健所長を経て知事等に通報すること。（別添１「北海道内保健所一覧」参照）

イ　23条通報は、通報対象者を警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき精神錯乱者として保護した場合のみならず、事件、事故等での取扱いなど、職務執行全般において通報対象者を発見した場合は直ちに行うこと。ただし、家族等からの相談を受けたのみであるなど、警察官が通報対象者を直接取り扱っていない場合は、原則として、発見とは言えないので留意すること。

ウ　精神障害のため自傷他害のおそれがある者に係る事案を認知したときは、23条通報や２の事項に定める47条相談のほか、刑罰法令に抵触する行為がある場合には適切な検挙措置を講じ、検挙措置を講じない場合であっても指導・警告を行うほか、

被害者等に対する防犯指導や警戒活動等の必要な措置を講ずること。

(3) 通報要領

ア　23条通報の必要性の判断に当たっては、別添２「23条通報判断チェック票」を活用するなどして、その要否を的確に判断し、明らかに通報を要しないと認められる場合を除き、直ちに23条通報すること。

イ　23条通報は、通報対象者を発見した場合に「直ちに」行わなければならないことに鑑み、執務時間の内外を問わず、原則として、電話により最寄りの保健所に対して行うものとし、その際に、当該電話による通報が23条通報であることを明確に保健所に告げること。この場合において、北海道警察保護取扱規程（平成17年警察本部訓令第29号）別記第４号様式の「精神障害者発見・アルコール中毒者保護通報書」（以下「通報書」という。）は、電話による通報後、速やかに作成し、保健所に送付すること。

(4) 保健所による措置の確認等

ア　23条通報を行った場合は、保健所に対し、法第27条に基づく診察の有無を確認するとともに、保健所から同法に基づく調査のため、保健所職員等による通報対象者との面接のための協力を求められたときは、必要な協力を行うこと。

イ　保健所が法第27条に基づく診察を行わないと判断した場合であっても、通報対象者の状態に応じて、通報対象者やその家族等に対し、精神科病院の受診勧奨を行うとともに、保健所に対し、受診可能な精神科病院の情報提供や連絡・調整を求めるなどして、必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう適切な対応を行うこと。

２　法第47条に基づく相談

法第47条において、都道府県等は、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、医療を必要とする精神障害者に対し、適切な医療施設を紹介しなければならないことなどが定められている。

警察官が職務執行を通じて取り扱う精神障害者の中には、現に精神障害のため自傷他害のおそれがあると認められる状態になく、23条通報の要件に該当しない場合であっても、速やかに精神科病院を受診させるなど、精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる者がいることから、これらの者を取り扱った場合は、必要に応じ、電話等適宜の方法で、法第47条に基づく保健所への相談（以下「47条相談」という。）を行い、当該精神障害者が必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう配意すること。

３　移送に係る警察官の臨場要請への対応

(1) 法に定める措置診察又は措置入院のための精神障害者の移送は、知事等の責務として行われるものであるところ、移送に係る精神障害者の行為によって、移送に従事する保健所職員等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるなど、知事等から警察官の

臨場要請を受けた場合は、具体的な危険性の有無や程度等に即して臨場の必要性を的確に判断し、その必要を認めたときは適切な対応を行うものとする。

(2) 知事等からの警察官の臨場要請への対応は、あくまで移送に係る精神障害者及び移送に従事する保健所職員等の生命又は身体の安全確保を目的として行うものであるところ、警察官が移送に係る事務に従事するものではないことに十分留意すること。また、移送に係る精神障害者が自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼし、又はそのおそれがあるのを認めた場合は、警察官職務執行法に基づく犯罪の制止、保護あるいは、刑事訴訟法に基づく検挙等、必要な措置をとること。

4　関係記録の作成

(1) 自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告の作成

23条通報又は47条相談を行ったときは、自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告（別記第１号様式）を作成し、その経緯を明らかにしておくこと。

(2) 警察官臨場要請受理カードの作成

知事等から移送に係る警察官の臨場要請を受理したときは、警察官臨場要請受理カード（別記第２号様式）を作成し、対応の経緯を明らかにしておくこと。

5　取扱状況の報告

23条通報及び47条相談並びに知事等からの移送に係る臨場要請への対応を行った場合は、以下の各事項に定めるところにより、その都度、警察本部人身安全対策課（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部の生活安全課を経由）に報告すること。

ア　23条通報

自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告の写しに、保護カードの写しを添付し報告すること。

イ　47条相談

自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告の写しにより報告すること。

ウ　知事等からの移送にかかる臨場要請への対応

警察官臨場要請受理カードの写しにより報告すること。

別記第１号様式

年　　月　　日

方面　　警察署長　殿

自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告

所属　　方面　　警察署
課（係）
階級　　氏名　　㊞

対　象　者	住　所 職　業　　□ 男　□ 女 氏　名 生年月日　　年　　月　　日（　　歳）
取扱日時	年　　月　　日　午　　時　　分
認知状況	□通報（□110番 □加入）□相談（□家族 □その他）□その他（　　）
知事等への通報等	□ 23条通報　□ 47条相談 ○日　　時　　年　　月　　日　午　　時　　分 ○保　健　所　　保健所 ○方　　法　□ 電 話　□ 口 頭　□ その他（　　）
保健所職員等の対応	①　職員臨場　□ あり　□ なし ②　保健所判断　□ 診察必要　□ 診察不要 診察不要の理由 □自傷他害のおそれがない又は軽微　□精神障害ではない又は一時的症状 □主治医等と相談のうえ判断　□近日中に受診可能性あり □言動から緊急性、必要性がない　□アルコールの影響がある □知的障害・発達障害などのため　□その他（　　）
診察結果等	□ 措置診察あり 結果～□措置入院　□緊急措置入院　□応急入院 □医療保護入院　□任意入院　□入院なし □ 措置診察なし
備　　考 （保護カードの写しがない場合、取扱い概要等を記載願います。）	

注１　該当する□に✓印を記入すること。
　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

32	30	020	保護関係	１年

別記第２号様式

署長	副署長					要　請　受　理　者
						署　　課(係) 階級 氏名　　印

警察官臨場要請受理カード

要請受理日時		年　月　日　午　時　分			
要請者	機関名				
	職　名		氏　名		
	連絡先				
要　請　種　別		□ 電話　□ 文書　□ 来署　□その他（　　）			
対象者	本　籍				
	住　所				
	職　業		勤務先		
	氏　名 生年月日	年　月　日生　（　歳）　男・女			
	入院歴	□ 有（　回）□ 無	病　名		
要請理由・内容					
臨場日時		年　月　日　午　時　分			
臨場場所					
臨場警察官 係・階級・氏名					
臨場時の状況					
経　過					
措　置					
移送先医療機関等		（住所）　（電話） （機関名）　（担当）			

32	30	020	保護関係	１年

注１　該当する□に✓印を記入すること。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

項　　目	内　　容

別添１

北海道内保健所一覧

組織名				所在地	電話番号	所管区域
渡島総合振興局 保健環境部	保健行政室	渡島保健所		函館市美原4丁目6番16号渡島合同庁舎内	0138-47-9524	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
	木古内地域保健支所		木古内支所	上磯郡木古内町字木古内214番地5号	01392-2-2068	松前町、福島町、知内町、木古内町
	森地域保健支所		森支所	茅部郡森町字上台町330番地	01374-2-2323	鹿部町、森町
	八雲地域保健室	八雲保健所		二海郡八雲町末広町120番地	0137-63-2168	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
	今金地域保健支所		今金支所	瀬棚郡今金町字今金107番地の２	0137-82-0251	今金町、せたな町
檜山振興局保健環境部	保健行政室	江差保健所		檜山郡江差町字本町63番地	0139-52-1053	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
石狩振興局 保健環境部	保健行政室	江別保健所		江別市錦町4番地の１	011-383-2111	江別市、石狩市、当別町、新篠津村
	石狩地域保健支所		石狩支所	石狩市花川北7条1丁目14番地の1	0133-74-1142	石狩市
	千歳地域保健室	千歳保健所		千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175	千歳市、恵庭市、北広島市
後志総合振興局 保健環境部	保健行政室	倶知安保健所		虻田郡倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎内	0126-23-1914	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都町、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	余市地域保健支所		余市支所	余市郡余市町朝日町12番地	0135-23-3104	積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	岩内地域保健室	岩内保健所		岩内郡岩内町字清住252番地	0135-62-1537	共和町、岩内町、泊村、神恵内村
空知総合振興局 保健環境部	保健行政室	岩見沢保健所		岩見沢市8条西5丁目1番地空知合同庁舎内	0126-20-0100	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	由仁地域保健支所		由仁支所	夕張郡由仁町新光195番地	0123-83-2221	夕張市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町
	滝川地域保健室	滝川保健所		滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	深川地域保健室	深川保健所		深川市2条18番6号	0164-22-1421	深川町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
上川総合振興局 保健環境部	保健行政室	上川保健所		旭川市永山6条19丁目1番1号　上川合同庁舎内	0166-46-5979	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
	名寄地域保健室	名寄保健所		名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府町、中川町
	富良野地域保健室	富良野保健所		富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
留萌振興局 保健環境部	保健行政室	留萌保健所		留萌市住之江町2丁目1番地留萌合同庁舎内	0164-42-8310	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
	天塩地域保健支所		天塩支所	天塩郡天塩町新栄通9丁目天塩合同庁舎内	01632-2-1179	遠別町、天塩町
宗谷総合振興局 保健環境部	保健行政室	稚内保健所		稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2538	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延村
	浜頓別地域保健支所		浜頓別支所	枝幸郡浜頓別町中央北3番地	01634-2-0190	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
	利尻地域保健支所		利尻支所	利尻郡利尻町沓形字日出町13番地1	0163-84-2247	礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク総合振興局 保健環境部	保健行政室	網走保健所		網走市北7条西3丁目オホーツク合同庁舎内	0152-41-0683	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町
	北見地域保健室	北見保健所		北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町
	紋別地域保健室	紋別保健所		紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	遠軽地域保健室		遠軽支部	紋別郡遠軽町大通り北5丁目1番27　オホーツク総合振興局遠軽合同庁舎内	0158-42-3108	佐呂間町、遠軽町、湧別町
胆振総合振興局 保健環境部	保健行政室	室蘭保健所		室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル内	0143-24-9833	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
	苫小牧地域保健室	苫小牧保健所		苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日高振興局 保健環境部	保健行政室	浦河保健所		浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	0146-22-3071	浦河町、様似町、えりも町
	静内地域保健室	静内保健所		日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号	0146-42-0251	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
十勝総合振興局 保健環境部	保健行政室	帯広保健所		帯広市東3条南3丁目1　十勝合同庁舎内	0155-27-8634	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内町、更別町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	新得地域保健支所		新得支所	上川郡新得町3条南6丁目1番地16	0156-64-5104	鹿追町、新得町、清水町
	広尾地域保健支所		広尾支所	広尾郡広尾町公園通南4丁目1	01558-2-2191	大樹町、広尾町
	本別地域保健支所		本別支所	中川郡本別町北1丁目4番39号	0156-22-2108	本別町、足寄町、陸別町
釧路総合振興局 保健環境部	保健行政室	釧路保健所		釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	標茶地域保健支所		標茶支所	川上郡標茶町常盤8丁目1番地	01548-5-2155	標茶町、弟子屈町
根室振興局 保健環境部	保健行政室	根室保健所		根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	根室市
	中標津地域保健室	中標津保健所		標津郡中標津町東1条南6丁目1番地3	0153-72-2168	別海町、中標津町、標津町、羅臼町

組織名			所在地	電話番号	所管区域
札幌市 保健所	昼間	各区役所保健福祉課　保健福祉係	下記別表のとおり	左同	札幌市内
	夜間	精神科救急情報センター	非公表	011-204-6010	
市立函館保健所		函館市役所保健福祉部生涯保健福祉課	函館市東雲町4番地3	0138-21-3077	函館市
小樽市保健所		健康増進課	小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3110	小樽市
旭川市保健所		健康推進課こころの健康係	旭川市7条通10丁目　第2庁舎	0166-25-6364	旭川市

別表　札幌市

中央区役所	各区保健所 保健福祉課 保健福祉課係	中央区南3条西11丁目	011-231-2400
東区役所		東区北11条東7丁目1－1	011-741-2400
西区役所		西区琴似2条7丁目1－1	011-641-2400
南区役所		南区真駒内幸町2丁目2－1	011-582-2400
北区役所		北区北24条西6丁目1－1	011-757-2400
白石区役所		白石区南郷通1丁目南8－1	011-861-2400
豊平区役所		豊平区平岸6条10丁目1－1	011-822-2400
厚別区役所		厚別区厚別中央1条5丁目3－2	011-895-2400
手稲区役所		手稲区前田1条11丁目1—10	011-681-2400
清田区役所		清田区平岡1条1丁目2－1	011-889-2400

※　23条通報への対応は各保健所で実施。支所は相談業務のみで、判定等は行わない。（函館市、旭川市、小樽市保健所も同様）

別添２

23条通報判断チェック票

対象者	氏名　　年齢
取扱日時	年　月　日　午前・午後 時 分から 時 分までの間

	項目	内容
1	□　精神障害又はその疑いがある	□　統合失調症の症状が疑われる ○幻覚（幻聴・幻視など）がある ○妄想がある ・被害妄想（警察が尾行されている、道路を歩くとみられる、集団で見張られている） ・誇大妄想（権力を持っている、自分は天皇である） ○生活の障害 ・支離滅裂な言動（意味も無く叫ぶなど興奮状態、会話が不成立、行動が極めて非能率的など） □　統合失調症と診断を受けている ○家族、本人からの申し立て
		□　薬物による急性中毒・依存症 ○幻覚、妄想がある ・警察官が自分を見張っている、追いかけてくる ・皮膚の下を虫が這い回っている
		□　精神病質（反社会性パーソナリティ障害） ○気分や感情がめまぐるしく変わり、周囲の人間がついてこられない ○感情のブレーキが効かない ○ちょっとしたことでかんしゃくを起こしたり、激しく怒る ○自殺の素振りや自傷行為を繰り返し、周囲に動揺を与える ※　～　性格が平均を大きく逸脱し、社会に適応するためには保護ないし援助を必要とするか
		□　その他の精神疾患 ○気分障害 ・大きな失敗をして気分が落ち込んだ状態が続き、長期間、改善しない ○神経症障害 ・特定の空間に対する恐怖　～　人が多くいる空間、街中の雑踏、電車やバス等の乗物 ・対人恐怖　～　他人から注目され、批判されたり恥ずかしい思いをする ・パニック障害　～　「このまま死んでしまうのでは」等の漠然とした不安や恐怖 ○不定型精神障害 ・統合失調症、気分障害の特徴が少しずつあるが、どちらともいえない病気で、一時的に幻覚、妄想が出る（完治しても繰り返すことが多い） ○発達障害 ・空気を読む、相手の気持ちを読むことが出来ない ・自分の考えを分かりやすく伝えることが出来ない ・注意・関心の切替が難しい（出来ない） ・思いつきで行動する、大事なことを先に出来ず別の作業についつい集中する ※　～　症状が医療保護及び社会福祉の目的に即するか否かを基準として判断
		□　認知症 ○財布、現金、貯金通帳、宝石類等が盗まれたといった被害妄想（物盗られ妄想） ○行動を抑制した時に暴力や暴言を吐く ※　～　幻覚、妄想等の精神障害、徘徊等の問題行動が著しく、精神科医療を必要とするか 単に「認知」というだけで精神障害者として取扱いはすべきでない
2	□　自傷他害のおそれがある	□　現に自傷行為を行っている ○自殺を企図している、手首を切る、睡眠薬のえん下等 **※外傷等の治療を優先する必要があるときは、直ちに救急隊を要請すること。**
		□　現に他害行為を行っている 自己以外の全ての者に対する殺人、傷害、暴行、性的問題行動、器物損壊等の生命、身体、財産等に害を及ぼす行為（社会的法益（公然わいせつ等の善良な風俗に対する罪）等に害を及ぼす行為を含む）
		□　上記のおそれがある。 現に行っている場合だけではなく、そのまま放置すれば自傷他害に及ぶ蓋然性が高い場合も含む
3	□　発見	□　現在、警察官が取り扱っている

１から３までの全ての項目に該当する場合は、直ちに（昼夜関係なく）保健所に23条通報すること。
なお、この判断は、警察官の主観ではなく、客観的に（社会通念に照らして）判断すること。